

「近世城郭の天守群」の世界文化遺産登録に向けた主な取組み状況

(松江市、近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会 (構成：松本市・犬山市・松江市))

※下線は、国の動向

【令和5年度】

- 5月19日 令和5年度近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会総会の開催
- 30日 第24回近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会ワーキンググループの開催【調査研究】
- 7月4日 文化審議会世界文化遺産部会「今後の世界文化遺産への推薦に係る意見」の報道発表
 ▶世界遺産暫定一覧表記載資産のうち、「彦根城」及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」についての調査審議結果の意見
- 8月3～4日 第4回3市市民交流会を犬山市で開催し、犬山城視察及び勉強会を実施【機運醸成】
- 8月20日 3市同日で国宝天守合同床磨きを初開催【機運醸成】
- 8月25日 3市長と専門家(西村幸夫國學院大學教授)の意見交換会を松本市で開催
- 9月5日 「彦根城」の世界遺産事前評価申請書の提出

※事前評価制度

- ▶自国の世界遺産暫定一覧表記載資産の世界遺産登録を目指す締約国が、推薦書の本提出前に、顕著な普遍的価値について諮問機関より技術的・専門的助言を受ける制度。諮問機関(イコモス)との対話を通じて質の高い推薦を促すことを目的とする。2021年の第44回世界遺産委員会拡大会合において導入が決定され、2023年より試験的に開始。ユネスコへの申請締め切りは毎年9月15日。
- 9月16日 特別版お城 EXPO in 姫路のオープニングイベントで国宝五城サミットが開催される
本サミットで国宝天守所在の5市長が初めて一堂に会した
- 10月12日 第25回近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会ワーキンググループの開催【調査研究】
- 10月30日～11月5日 ICOFORT 南京会議への参加及び類似資産調査の実施(中華人民共和国)【調査研究】
- 11月16～17日 3市担当者による彦根城視察及び滋賀県・彦根市担当者との意見交換を実施
- 12月3日 世界遺産講演会(講師：西村幸夫國學院大學教授)の開催〔松江市主催〕【機運醸成】
- 12月15日 日本イコモス研究会「東アジアから見た日本の城郭」に参加(オンライン)【調査研究】
- 12月21日 令和5年度世界遺産研究協議会(東京都で開催)に参加【調査研究】
- 12月22日 3県3市担当者による文化庁協議を東京で対面開催
- 2月1日 第26回近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会ワーキンググループの開催【調査研究】
- 2月29日 日本イコモス研究会「世界遺産条約に関する昨今の動向」に参加(オンライン)【調査研究】
- 3月21日 3市担当者による姫路市訪問及び説明・意見交換を実施

【令和6年度】

- 4月23日 文化審議会第8期世界文化遺産部会の開催
 ▶我が国の世界文化遺産の候補として、暫定一覧表に記載することが適当と考えられる資産の具体的な検討を行うため、世界文化遺産部会の下にワーキンググループを設置
- 5月10日 令和6年度近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会総会の開催
- 5月23日 第27回近世城郭群世界遺産登録推進会議準備会ワーキンググループの開催【調査研究】
- 6月6日 「佐渡島の金山」に係るイコモスによる評価結果及び勧告の報道発表

日本の暫定一覧表記載遺産

世界遺産条約を締結した国は、将来世界遺産一覧表に記載する計画のある物件を「暫定一覧表」としてUNESCOに提出します。世界遺産委員会へ推薦書を提出し審査をされるには、事前に暫定一覧表に記載されている必要があります。

現在、日本の暫定一覧表には文化遺産5件が記載されています。

日本の暫定一覧表記載遺産

No.	資産名	所在地	記載年	区分
1	古都鎌倉の寺院・寺社ほか	神奈川県	平成4年	文化
2	彦根城	滋賀県	平成4年	文化
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	奈良県	平成19年	文化
4	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（推薦中）	新潟県	平成22年	文化
5	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－（拡張）	岩手県	平成24年	文化

報道発表



令和5年9月5日

「彦根城」の世界遺産事前評価申請書を提出しました

本年7月4日付の文化審議会意見に基づき、本日9月5日、「彦根城」の事前評価申請書をユネスコへ提出しましたので、お知らせします。

【参考①】 今後の世界文化遺産への推薦に係る文化審議会意見について（令和5年7月4日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaiisanbukai_nittei/7_03/pdf/93916101_03.pdf

【参考②】 今後の予定
令和6年 10月1日 イコモスによる評価結果の通知

※イコモス：国際記念物遺跡会議。ユネスコ世界遺産委員会の諮問機関

文化審議会世界文化遺産部会 ワーキンググループの設置について（案）

令和6年4月 日
世界文化遺産部会決定

1. 設置の趣旨

「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）」（令和3年3月、文化審議会）を踏まえ、今後の我が国の世界文化遺産の候補として、暫定一覧表に記載することが適当と考えられる資産の具体的な検討を行うため、世界文化遺産部会の下にワーキンググループを設置する。

2. 調査審議事項

- (1) 世界遺産条約第11条1に基づき、世界遺産暫定一覧表（各締約国が世界遺産一覧表へ記載することがふさわしいと考える自国の領域内に存在する物件の目録）に記載すべき物件（文化庁の所掌に係るものに限る）の候補に関する事項。
- (2) その他上記（1）に関連すること。

3. 構成

- (1) ワーキンググループに座長を置き、世界文化遺産部会の委員のうちから世界文化遺産部会長が指名する。
- (2) 座長は、その他のワーキンググループ委員として必要な若干名を指名する。その場合、必ずしも世界文化遺産部会の委員に限定するものではない。
- (3) ワーキンググループ委員に指名された者のうち、世界文化遺産部会の委員でない者については、文化庁から協力を依頼する。

4. 議事の公開について

文化審議会世界文化遺産部会の例によるものとする。